

一般事業主行動計画

この計画は、「次世代育成支援対策推進法」に基づき、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される環境の整備や、仕事と子育ての両立を支援するための雇用環境の整備を目的として策定したものです。

行動計画期間

令和6年4月1日～令和9年3月31日

- 目標：1. 妊娠中の労働者及び子育てを行う労働者等の職業生活と家庭生活との両立等を支援するための雇用環境の整備
2. 働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備

目標達成のための対策

妊娠中の労働者及び子育てを行う労働者等の職業生活と家庭生活との両立等を支援するための雇用環境の整備

- (1) 妊娠中や出産後の女性労働者の健康の確保について、労働者に対する制度の周知や情報提供及び相談体制の整備の実施
- (2) 育児休業を取得しやすく、職場復帰しやすい環境の整備として次のいずれか一つ以上の措置の実施
 - ・ 育児休業期間中の代替要員の確保や業務内容、業務体制の見直し
 - ・ 育児休業後における原職又は原職相当職への復帰のための業務内容や業務体制の見直し
- (3) 育児休業等を取得し、または子育てを行う女性労働者が就業を継続し、活躍できるようにするための、次のいずれか一つ以上の取組の実施
 - ・ 女性労働者に向けた取組
 - 管理職の手前の職階にある女性労働者を対象とした、昇格意欲の喚起又は管理職に必要なマネジメント能力等の付与のための研修

・管理職に向けた取組

育児休業等を取得しても中長期的に処遇上の差を取り戻すことが可能となるような昇進基準及び人事評価制度の見直しに向けた取組

- (4) 子供を育てる労働者が利用できる次のいずれか一つ以上の措置の実施
三歳以上の子を養育する労働者に対する短時間勤務制度

働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備

- (1) 年次有給休暇の取得の促進のための措置の実施

令和6年3月1日

株式会社日本エージェンシー
代表取締役社長 竹内 拓也